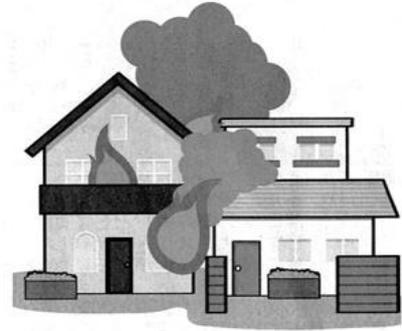


## 失火による責任

### 賠償は重過失に限定

故意又は過失により他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は損害賠償責任を負いますが（民法709条）、失火については民法709条を適用しないことを原則とし、失火者は重大なる過失（重過失）があるときに限り損害賠償責任を負うこととされています（失火ノ責任ニ関スル法律）。



日本では木造建築が多いので、ひとたび火災が起こると周辺の家屋へ延焼する危険性が大きく、火災が拡大して損害額が予想外に大きくなることもあり、昨年末の糸魚川市の大規模火災はその一例といえます。失火ノ責任ニ関スル法律はこのような日本の特殊事情を考慮し失火者の責任を重過失による失火の場合に限定したものです。

失火の責任に関しては、重過失とは何か、失火が重過失に基づいて発生したかという点が問題になります。重過失とは、わずかな注意を払えば容易に火災の発生を予見し、損害の発生を回避できたにもかかわらず漫然と危険を見過ごすことをいいます。

重過失が認められた裁判例としては、石油ストーブに給油する際にストーブを消火せずに給油した結果こぼれた石油にストーブの火が引火し火災が発生した事例、ガスコンロに天ぷら油の入った鍋をかけ中火程度にして台所から離れたところ、加熱された天ぷら油に引火し火災が発生した事例、電気コンロを点火したまま就寝したところ、ベッドから落ちた毛布が電気コンロにたれさがり、毛布に引火し火災が発生した事例、寝たばこの火災の危険性を十分認識しながら対応策を講じないまま漫然と喫煙を続けて火災が発生した事例などがあります。

重過失が認められなければ、失火者は不法行為による損害賠償責任を負うことにはなりません。契約上の義務違反に基づく失火の損害賠償責任に関しては、失火ノ責任ニ関スル法律の適用はないとされています。

たとえば、建物賃貸借において、借主がその不注意で火災を引き起こしたときは借主には善管注意義務違反や原状回復義務違反が認められることになり、失火につき重過失が認められない場合であっても貸主に対し債務不履行に基づく損害賠償責任を負うこととなります（民法415条）。借主の失火について建物賃貸借契約上の責任は賃借物件の賠償に限定されるので、予想できないような高額な賠償額にはならないと考えられるからです。